

パワハラ防止法施行！ 人事総務担当者が気を付けるべき 対応ポイント解説セミナー

2020年 ~~12月10日(木)~~・11日(金) 10日は受付を締め切りました

時 間： 各回 14:00~16:00
会 場： オンライン Web会議システムZoomを使用
対 象： 人事総務ご担当者様
定 員： 各回20名様 1社につき最大2名様まで

参加
無料

2020年6月よりパワハラ防止法が施行され、パワハラ防止措置が企業の義務となりました(中小企業は2022年3月までは努力義務)。措置義務に違反すればコンプライアンス問題となり、行政の指導勧告もあり得るため、対応を急いで進めた会社もあるかと思えます。しかし、その対応で本当に大丈夫でしょうか？形だけ整えても中身が伴っていないければ、ハラスメントの問題はくすぶり続け、いざという時、会社の責任が問われてしまいます。

セミナーでは、**パワハラ防止法の内容**と、それによる**企業の対応ポイント**を徹底解説！

「**パワハラをしない・させない・許さない会社**」にするために、人事総務が気を付けなければならないことを具体的にお伝えします。

プログラム

1. パワハラ防止法、会社の措置義務とは？
 - ・数字で読み解くパワハラ問題
 - ・パワハラ防止法の内容とは
 - ・他のハラスメントとの関係
 - ・具体的に会社がやるべきこととは？
 - ・違反したらどうなるか？
2. 判例から読み解く、会社に求められていること
 - ・会社の責任が問われた判例とそこからわかる対応ポイント
3. ハラスメント対策は企業の強みになる！
 - ・ハラスメント対策を企業の強みにする方法
 - ・今すぐできる対策紹介！

講師

社会保険労務士 咲良 美登理

業界トップのOEMメーカーにて、人事制度設計や福利厚生制度導入、ハラスメントやメンタル不調対応、研修の企画運営・社内講師等を行う。管理職としてマネジメントや社長直轄業務を行い独立。現在は人事コンサルタントとして活躍中。



今回の義務化は、会社を良くしたいと考える人事総務の方にとっては絶好のチャンスです。徹底したパワハラ対策は企業の強みになります。そのヒントを掴んでください！

オンラインセミナーについて

1. Web会議システムのZoomを使用します。
2. ご参加者様には、ZoomのURLをセミナー前日までにメールでお知らせします。
3. ネットワーク環境…有線LANでの参加を推奨いたします。ご参加者様のネットワーク環境は、弊社では責任を負いかねますので、必ず事前の接続確認をお願いいたします。

お申し込み方法

■WEBからのお申し込み 専用フォームからお申し込みください。

URL : <http://kenshu.ahc-net.co.jp/>

■メールでのお申し込み

MAIL : ahcg-kyouiku@ahc-net.co.jp

必要事項を記載の上、送信ください。

①参加日 ②貴社名 ③ご連絡先 ④ご参加者様情報（部署名・お役職・お名前・メールアドレス）

■FAXでのお申し込み

下記の＜個人情報の取り扱いについて＞に同意の上、お申し込みください。

FAX : 092-733-0712

貴社名				
ご住所	〒			
ご参加者様 ①	参加日	部署名	お役職	ご氏名 様
	TEL		メールアドレス	
ご参加者様 ②	参加日	部署名	お役職	ご氏名 様
	TEL		メールアドレス	

※12月9日（水）17:00までにお申し込みください。※定員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

＜個人情報の取り扱いについて＞

（株）アソウ・ヒューマニーセンター 個人情報保護管理者 福岡本社 部長

- ご記入いただいた個人情報は、「教育・研修」に関するご案内と当社及び当社グループ会社の各種商品・サービスのご案内のためだけに、利用し、法令に基づく場合及び本人ならびに公衆の生命・健康・財産を脅かす可能性がある場合を除き、ご本人様の同意を得ることなく他の利用及び提供することはありません。
- 個人情報の取扱いを委託する場合は、当社の厳正な管理の下で行います。
- 個人情報について、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用停止、消去及びその他のお問い合わせについては、下記までお問い合わせ下さい。
- 個人情報の提供は任意によるものですが、必須事項にご記入いただけない場合には、当社からのサービスをご利用いただけない場合等があることを ご了承ください。

【個人情報の取扱いについてのお問合わせ相談窓口】

アソウ・ヒューマニーセンターグループ 苦情・相談窓口 TEL:092-711-1626 E-Mail:privacy@ahc-net.co.jp